

日本分析化学会中部支部運営細則

（事務局）

1. 本支部の事務局は中部科学技術センターにおく。（昭和45年4月1日以降）

（支部長）

2. 翌々年度の支部長（次期支部長）は、年度末の役員総会において投票によって決定する。

（副支部長）

3. 副支部長2名は、地域を考慮して支部長が推薦する。

（監 事）

4. 監事は前年度及び前々年度の支部長とする。

（参与及び顧問）

5. 参与は、当該年度2月末日までに60歳以上の学識経験者のうちから支部長が推薦する。ただし、当該年度2月末日までに70歳以上である場合、顧問に推挙される。

（役員の交代）

6. 庶務幹事、会計幹事及び常任幹事は、原則として毎年それぞれその約半数が交代する。
7. 前年度の副支部長及び常任幹事は、翌年度の役員として留任する。幹事は原則として、毎年その約半数が交代する。

（役員会の決定）

8. 役員会の決定（選挙を含む）は出席者の過半数の賛成をもって有効とする。

（本部役員候補者の推薦）

9. 本部役員候補者の推薦は、支部長が役員の意見を徴して行う。

（学会賞等候補者推薦委員会）

10. 学会賞等候補者推薦委員会は、1) 支部長及び次期支部長、2) 残りの副支部長と常任幹事から選出された5名、3) 参与及び監事から選出された4名、の計11名により構成する。
11. 支部長は、10月までに、前項に従って支部長、次期支部長、副支部長、参与、監事及び常任幹事による投票により委員を選出する。委員長は、支部長とする。
ただし、13項により支部長が委員を辞任した場合は、委員の互選による。委員は原則として毎年その半数が交代する。

12. 委員長は、毎年 11 月までに、全役員に、理由を付して学会賞等受賞候補者の推薦をもとめる。推薦には推薦理由書及び本部様式に則った選考資料 3 部を付する。
13. 選出された委員が候補者に推薦された場合は、委員を辞任する。委員に欠員が生じた場合は 10 項 2) の次点以下を順次繰り上げ委員とする。
14. 1. 推薦された候補者の数が各賞毎に 3 件を超えないときは、委員長は各候補者の推薦理由書等の書類を委員に送付して意見を徴し、過半数の支持を得た候補者をすべて本部へ推薦する候補者としてすることができる。この場合は、推薦委員会を開催しなくてもよい。
2. 委員会は、委員長が召集し、委員の 2 / 3 以上の出席をもって成立する。委員会では、投票により候補者を決定する。なお、3 件を超えた場合、候補者の中に前年度を含め 3 年連続して本部へ推薦された候補者があるときは、その候補者は推薦されないことがある。
15. 委員長は、委員会で決定した候補者の氏名を支部長に報告し、支部長は候補者を本部へ推薦する。

(会計年度及び事務処理費)

16. 本支部の会計は、毎年 2 月末で締切り、その後を次年度の会計幹事に引き継ぐ。
17. 会の常務を行うため事務処理費若干を予算案に計上する。

(付 則)

本細則は、昭和 4 5 年 2 月 1 9 日より実施する。

昭和 5 7 年 2 月 9 日に一部改正

平成 1 0 年 1 月 2 3 日に一部改正

平成 1 2 年 1 月 2 1 日に一部改正

平成 2 4 年 1 月 1 7 日に一部改正

平成 3 0 年 1 月 1 9 日に一部改正